



# 修郎先生の事件簿

小池隆一

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さしやう・しゅうろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木一郎 大変だ大変だ。新しい労働大臣規定が出たんだって。

佐生修郎 「労働大臣規定2018年第10号」のことだね。

鈴木 就労ビザの手続き方法が明日にでも変わりそうなの？

佐生 この規定は3月下旬に法制化された「大統領規定2018年第20号」に基づく「細則」の位置づけだ。これから労働省システム「TKA(外国人労働者)オンライン」が刷新されて実運用が始まる。しかし、いつその新シ

ステムがスタートするのはまだまだわからないんだ。それに加えて、法務人権大臣規定(イミグレーション規定)はまだ発行されていないので、大統領規定の内容全体をカバーするだけの全ての細則が出ているかというところではなく、いまだ一部分しか出ていないと言える。

鈴木 「いまだ」「いまだ」ばかりじゃないか。

佐生 実際にはそうだね。でも、今までの経験からすると、突然「明日からシステムが変わって新しい運用ルールに変わります」って平気で言われる可能性もあるから、油断は禁物なのだ。

鈴木 また様子見か。

佐生 当たり前だけど、全体としてきちんとした内容に

## 新労働大臣規定が出たぞ！

なっている。利用する指定フォームも添付されているから、新システムさえ稼働すればすぐに実運用にのせられるレベルだと思うよ。一郎君の現場に影響がありそうな、今までは異なるポイントだけを絞って話す次の七つだね。

①労働許可(IMTA)とア人への教育訓練を強化。内

④インドネシア語でスキル移行出来るように、7カ月以上の長期滞在員に対して、インドネシア語の教育訓練を施すことをスポンサー企業に義務付けた。

佐生 心得た。こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタッフへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。52歳。

②外国人雇用計画書(RPTKA)の申請の際に新規滞在する外国人(日本人)とスポンサー企業との「雇用契約書」の提出を求められ、雇用期間に応じてRPTKA期間が決まってくる。

③スキル移行先インドネシア人の教育訓練状況に關して、労働省や地方管轄当局の役人が指導および管理監督を行う。不備があった場合の罰則規定も明記されているが、法的な罰金などは、以前のとおりの労働法2003年第13号を参照するようだ。

⑥6カ月未満の短期就労者にもインドネシア法人保険会社の保険加入が義務づけられた。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

佐生修郎 心得えの条  
一 新労働大臣規定に基づく新システムの稼働開始をもって現場適用となる。突然開始されるので、状況を注視しておくこと  
二 法務人権大臣規定(イミグレーション規定)が出

てはじめて大統領規定で打ち出された変更内容の細則が出そう。それまでは落ち着いて注視しておくこと

鈴木 入りきれないようだ。原原則、毎月第1水曜に掲載します。

「修郎先生の事件簿」は、原則、毎月第1水曜に掲載します。